沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第八条第一項」を「第六条第一項又は第八条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項又は第八条第一項」に、「第九条第二項」を「第七条第二項」に改め、「認定高度化計画」の下に「又は同法第九条第二項に規定する認定高度化基盤整備計画」を加え、「を行う」を「又は同条第三項に規定する高度化基盤整備を行う」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十四号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十二月二十日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十五号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第一条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

五十五　ハンガリー協定又はハンガリー実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定又はハンガリー協定第一条1(e)に規定するハンガリーの実施機関をいう。

五十六　インド協定又はインド実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定又はインド協定第一条1(e)に規定するインド共和国の実施機関をいう。

第九条第一項ただし書及び第十条の二第一項ただし書中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定」に改め、「チェコ共和国の法令」の下に「又はハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令」を、「の配偶者又は子」の下に「（ハンガリー協定に係る場合にあっては、ハンガリー協定第十一条1(b)に規定する医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令の規定の適用を受けない者に限る。）」を加える。

第二十一条第一項に次の二号を加える。

十　ハンガリー協定
十一　インド協定

第二十四条の二中「オーストラリア協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　オーストラリア協定
二　ハンガリー協定

第三十二条に次の一号を加える。

四　インド協定

第三十三条中「の相手国期間」の下に「（次に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第三十四条に次の一号を加える。

十　ハンガリー協定

第三十五条中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第三十七条第二項中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第三十八条中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第三十九条中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第四十条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。

第五十条に次の二号を加える。

十五　ハンガリー協定
十六　インド協定

第五十七条の二中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第六十一条に次の一号を加える。

九　インド協定

第七十一条中「の相手国期間」の下に「（第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第七十二条に次の一号を加える。

八　ハンガリー協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項中「前条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。